

市長所信表明（令和４年９月）

おはようございます。

本日、令和４年９月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、８月に入り、東北・北陸をはじめとする北日本の広い地域に甚大な被害をもたらした記録的な大雨により、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、四国４県を舞台として開催された、「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」が無事閉幕いたしました。

本市におきましては、日本フネン市民プラザで７月２３日から６日間の日程でバドミントン競技が、また、ヨコタ上桜スポーツグラウンドでは、７月２４日から４日間の日程でサッカー競技が開催されました。

３年ぶりに有観客での開催となりましたが、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大している中、各競技とも、一定の制限のある大会となりましたが、バドミントン競技では延べ６，１００人を、サッカー競技では延べ１，８００人を超える方々にご参加いただきました。

全国から訪れる選手や役員、保護者、大会関係者から、本市のおもてなしに対して、多くの方から感謝の言葉をいただきました。

大会期間中、地域の皆様をはじめ、大会運営に御理解・御協力をいただきました全ての方々に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

今後におきましても、両施設で大規模大会を開催していただけるようＰＲし、賑わい創出を図って参りたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございます。

現在、感染力がさらに強い「B A.5 系統」へ完全に置き換わりが進むとともに、猛暑のため、エアコンを使用する室内の換気が不十分になっていること等から、全国的に感染が急激に拡大しております。県内でも、8月24日に、1日の新規陽性者数が初めて3,000人を超え、さらに、直近1週間の10万人あたりの陽性者数が全国最多となるなど、かつてない規模で感染が拡大しております。

本市におきましても、7月末あたりから陽性者が増加傾向にあり、8月24日には、過去最多となる174人の新規陽性者が確認されており、感染状況に歯止めがかからない状況となっております。

いつどこで誰が感染してもおかしくない状況が続いておりますので、市民の皆様におかれましては、個人を特定する行為や誹謗中傷はお控えいただくとともに、感染力が強力な「B A.5 系統」がまん延したとしても、マスクや手指消毒、3密の回避や換気などの基本的な感染防止対策が有効であることに変わりはありませんので、引き続き徹底していただきますようお願い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症への対応について、何点か申し上げます。

まず1点目として、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

8月22日現在、3回目の接種を受けられた方は、対象者の86.72パーセント、その内65歳以上の高齢者の方は、94.94パーセントとなっております。

現在は、重症化予防を目的に実施されている4回目接種について、迅速かつ安全に接種ができますよう、全力で取り組んでいるところであり、4月15日までに3回目の接種を終えた対象者17,817人の方への接種券の送付を終えたところです。

また、先般、国の厚生科学審議会・予防接種・ワクチン分科会において、「オミクロン株対応ワクチン」について、本年10月半ば以降、初回接種を完了した全ての住民を対象に、接種を開始することを想定して準備を進める旨が示されました。

本市におきましても、引き続き情報収集に努め、実施が決定された場合には、速やかに対応できるよう、準備を進めて参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、何点か申し上げます。

まず、1点目として、「おえクーポン事業」について申し上げます。

現在、スーパープレミアム付き商品券（第2弾）を実施中であり、10月31日まで利用が可能です。ウクライナ情勢の影響等により「原油価格高騰・物価高騰」は、さらに長期化が懸念される状況でございます。

この状況に鑑み、11月以降におきましても、物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の支援を継続し、市内経済の活性化を図るため、吉野川市民の皆様全員を対象に、市内の登録店舗で使える1人あたり5,000円のクーポン券を配布いたします。

対象となる方は、令和4年10月1日において、吉野川市の住民基本台帳に登録されている方で、クーポン券の使用期間は、令和4年12月1日から令和5年2月14日までの、約2ヵ月半を予定しています。クーポン券は、500円券が10枚となっており、うち2,500円分は全ての登録店舗で、残りの2,500円分は地元店舗限定で使用できます。

多くの市民の皆さんのご利用をお願い申し上げます。

次に、2点目として、「吉野川市つづける農業応援事業」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、深刻化するウクライナ情勢は予断を許さず、様々な物資の価格も上昇が続いており、特に、農産物の育成や畜産に必要な肥料や飼料等の価格は、先行きの不透明さを背景に、今後も不安定に推移することが懸念されております。

このような状況に鑑み、農業生産に係る費用の負担軽減を図り、今後においても、継続して農業に取り組めるよう、応援給付金を支給するものです。支給対象は、令和3年分の農業所得の申告を行っている、市内に住所を有する個人または法人で、個人に対して5万円、法人に対して10万円を給付いたします。

次に、3点目として、「学童・保育施設 物価高騰対応事業」について申し上げます。

子育て支援施設の事業運営費等について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響により、例年以上の負担を余儀なくされている状況を鑑み、光熱水費の負担軽減のための給付金を支給いたします。

対象とする施設は、吉野川市内の放課後児童クラブが16施設、私立こども園等が6施設の合計22施設とし、給付額については物価高騰や感染対策に係る必要経費の増加等により、施設運営費が前年度より10%程度増加する見込であることから、各施設毎の令和3年度における光熱水費実績額の10%を基準に、物価高騰等に対する支援として給付をさせていただきます。

次に、4点目として、「学校遊具整備事業」について申し上げます。

現在、市内小学校では、合計で74台の遊具を設置しておりますが、本年2月に実施した遊具点検では、経年劣化が見受けられ、部品の交換や再塗装等の対策を必要とする遊具が含まれておりました。

そこで、このコロナの状況下においても、子どもたちに屋外での安全な遊び場を提供するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内小学校の遊具の整備・更新を行うことといたしました。これにより、コロナ禍の影響で減少した子どもたちの運動時間や遊びの機会を創出するとともに、安心して利用できるよう遊具の安全対策が図れるものと考えております。

次に、5点目として、「学校給食費措置事業」について申し上げます。

学校給食に係る原材料費については、小麦をはじめ、乳製品や油脂などの食材価格が高騰しているため、これまでどおり、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するためには、現状の給食費では大変難しい状況となっております。

そこで、コロナ禍での子育て世代の経済的負担を考慮し、食材価格高騰による値上がり額を補填することといたします。

それでは、最近の市政の動きについて、少し申し上げます。
まず、今後の財政見通しについて申し上げます。

令和3年度一般会計の決算は、単年度の実質的な収支を表す「実質単年度収支」が2年ぶりの黒字となりました。また、基金残高は、前年度末から約6.6億円増加したほか、地方債残高につきましても、前年度末残高から約15億4千万円の減となり、令和3年度決算においては、「収支状況」、「基金残高」、「地方債残高」いずれにおいても改善が図られ、財政危機突破に向けた明るい材料と考えております。

一方、コロナ禍の影響が長期化する中、市民生活や地域経済活動が現下の原油価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、今回提出をさせていただいております9月補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限活用しつつ、不足する財源には一般財源を投入し、市民の皆様を守れることを最優先して編成したところでございます。

今後も予断を許さない厳しい状況が続きますが、コロナ対策、原油価格・物価高騰対策を図るとともに、財政危機突破に向けた第4次行財政改革の取組について、引き続き着実に実践してまいりますので、市民の皆様や議員各位におかれましては、ご理解とご協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、「^{としたか}藤岡敏孝こども未来基金の創設及び活用」について申し上げます。

本年8月9日、本市在住の藤岡敏孝氏より、本市における未来のリーダーとなる人材の育成を目的として、1億円の寄附金をいただいたことに伴い、「藤岡敏孝こども未来基金」を創設することといた

しました。

藤岡氏は、本市において自ら会社を設立し、本年4月に退職されるまでの46年間、事業を営んでこられました。退職されるに当たり、「地元への恩返しとして、経済的に恵まれない子どもたちの進学を支援したい」、また、「未来を担う本市の子どもたちの中から、リーダーとなる人材を1人でも多く育成したい」との思いになられたと伺っております。

藤岡氏の善意に心より感謝を申し上げますとともに、ご本人の意向を踏まえつつ、次年度に向けて、この基金を活用する事業を検討し、未来ある子どもたちの人材育成を図って参りたいと考えております。

次に、「スーパープレミアム付商品券事業の進捗状況」について申し上げます。

5,000円で1万円のお買い物ができる、プレミアム率100パーセントの、スーパープレミアム付き商品券（第2弾）の購入申込みは、大変好評で、予定していた3万5千冊に対し、48,781冊の申し込みをいただきました。

1人2冊までの申込みでありましたので、1冊目は、申込者全員を当選とし、2冊目を抽選とすることで、この商品券が広く市民の皆様に行き渡るよう配慮させていただいたところでございます。

約300の取扱店舗にご協力をいただき、商品券の使用が可能となった7月26日以降に、金融機関で換金された額は、8月25日現在で1億2,958万2千円、換金率は約37%となっています。

商品券の利用期間は、10月31日までとなっておりますので、購入された市民の皆さまにおかれましては、期間内での利用をよろしくお願いいたします。

次に、「向麻山公園に係る訴訟の進捗状況」について申し上げます。

平成30年4月20日、徳島地方裁判所に提訴しました「向麻山公園に係る斜面崩壊予防等請求事件」につきまして、これまでの口頭弁論において、必要な主張・立証を尽くして参りましたが、この

度、裁判所から和解勧告の提示がございました。

当該勧告を受け、顧問弁護士を交えて、慎重審議を重ねた結果、これ以上の裁判の長期化は、将来における向麻山公園の保全につながらないと判断し、これを受諾し、和解に応じることといたしました。

なお、関連議案につきまして、本定例会に提案させていただいておりますが、裁判日程の都合上、本日先議をお願いするものであります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「学校給食費の改定」について申し上げます。

本市では、平成21年に現在の学校給食費に改定して以来、食材価格が上昇する中におきましても、献立の工夫による食材費の抑制、また、徳島県の各種事業を活用して、食材の提供を受けるなど、様々な努力により、学校給食費を据え置いたまま、給食の提供を続けて参りました。しかしながら、徐々に食材費は値上がり続け、これまでの対応にも限界が見え始めたことから、給食費の改定を検討していたところです。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の長期化や、不安定な世界情勢により、小麦をはじめ、乳製品や油脂などの食材価格が高騰したため、コロナ禍前の令和元年度と現在の給食用食材の価格を比較調査した結果、1食あたり、小学生で約20円、中学生では約25円ほど値上がりしておりました。当該結果を踏まえ、今後、献立の工夫だけでは、安全で栄養バランスのとれたおいしい食事を提供し続けることは困難と判断し、本年10月以降の給食費は、1食あたり、小学生は255円から275円に、中学生は275円から300円にそれぞれ改定を予定しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、子育て世帯の負担を軽減するため、本年度においては、新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食材価格高騰による給食費の値上がり額を補填することといたします。

このことにより、これまで同様に安全でおいしい給食を子どもたちに提供するとともに、保護者の皆様に対しましては、次年度以降の負担増に対し、ご理解・ご協力を得られますよう丁寧な説明に努めてまいります。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「おくやみコーナーの利用状況」について申し上げます。

ご遺族の負担を少しでも軽減する事を目的として、昨年9月に、死亡に伴い市役所で必要となる手続きをワンストップで処理する専用窓口として開設した「おくやみコーナー」も、早1年を迎えようとしております。そこで、その利用状況と利用者の方から寄せられたお声をご報告させていただきたいと思っております。

まず、利用状況につきましては、本年7月末までの11か月間の実績となりますが、計145件の利用がございました。この間、お亡くなりになられた方は、592人でしたので、事前の予約制にもかかわらず、亡くなられた方の4人に1人のご遺族の方に、ご利用いただいたという状況でございます。

また、昨年度実施した利用者アンケートでは、利用者の方から、「色々な手続きを1箇所ですべてできるので、非常にありがたい」、「何から手をつけたら良いか全くわからなかったので、助かった」などの声が数多く寄せられました。

ワンストップで手続きができ、来庁時の手続きに要する時間を短縮できる本サービスは、高齢化の進展や、世帯構成・家族形態の変化により、今後益々そのニーズが高まることが考えられます。今後におきましても、市民の皆さまのお役に立てるよう、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「観光コンテンツ開発事業」について申し上げます。

本事業は、一般社団法人k i t t a m u（キッタム）を中心に、吉野川市商工会や市内関係団体で構成する実行委員会が、観光庁の補助金を活用し、新たな2次交通である電動3輪バイク「トゥクトゥク」により、美郷及び山川地区の観光スポット等を巡るツアー・コンテンツを開発する事業でございます。

アフターコロナに向け、低迷する本市観光振興の起爆剤となり、過疎化が進む市西部の活性化、並びに、本市観光産業の振興に寄与することが期待されますことから、市といたしましても実行委員会に一部助成することにより、民間事業者の行う新しいチャレンジを支援してまいります。

次に、「はばたけ！！若者応援プロジェクト」について申し上げます。

このプロジェクトは、本市の魅力ある「まちづくり」を推進することを目的に、流行に敏感で豊かな発想を持つ若者が、本市で行う事業やイベントの資金調達を、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングで支援するものでございます。

4月12日から6月10日までの約2ヶ月間、企画提案を募集しましたところ、2件の応募がございました。学識経験者を含みます審査会で厳正に審査した結果、応募があった2件とも採択され、資金調達に向けた次のステージに進む運びとなっております。

今後は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」において90日間寄付を募り、集まった寄付金は、令和5年度に採択者へ交付し、事業実施する予定となっております。

採択された事業が、今後の本市の魅力あるまちづくりや地域の活性化に繋がることを期待しております。

次に、「市民提案型まちづくり推進事業」について申し上げます。

5月2日から7月29日までの間、提案事業を募集してございましたところ、7件の応募があり、8月25日に有識者からなる審査委員会において審査した結果、5件の事業を採択いたしました。

いずれも、地域課題の解決に寄与する内容となっております。

採択された団体については、9月中の補助金交付申請を経て、10月から、それぞれの分野において、本市の課題解決のため事業を実施していただくこととなります。

市といたしましても、活動の紹介や相談などを通じて、団体の皆様と一緒に、市民協働によるまちづくりの推進に尽力したいと考えています。

次に、「F C徳島への支援」について申し上げます。

本市をホームタウンとするF C徳島は、8月6日、7日に行われた「第58回全国社会人サッカー選手権大会」の四国予選代表決定戦を勝ち抜き、10月に鹿児島県で行われる全国大会への出場が決定いたしました。

また、四国サッカーリーグにおいても、首位を独走状態であり、早ければ、次節にもリーグ優勝が決定する見込みです。

4年連続の全国地域チャンピオンズリーグへの参戦、そして、目標であるJFL昇格に向け、着実にその歩みを進めているところであります。

こうした中、このたびクラブから、Jリーグの参加要件である株式会社を設立し、クラブの運営体制を強化するため、本市に対し新会社への出資依頼がございました。

クラブによりますと、本県出身の起業家である吉積礼敏^{よしづみあやとし}氏の支援を受け、将来的なJリーグ参入を目指すチームづくりを進めることとなり、その強化に当たり、まずは、クラブの組織運営体制を強化するため、8月5日、新たに株式会社を設立されました。新しい会社名は、「株式会社Fortua（フォルトゥア）」で、引き続き本市に拠点を置いて活動を行っていくと伺っております。

ホームタウンである本市としましては、新会社の出資依頼を受け、本定例会に関連予算を提案させていただいており、クラブの成長とともに、知名度向上や地域の活性化に繋げて参りたいと考えております。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「商業地域活性化支援」について申し上げます。

日本フネン市民プラザ開設以降、プラザ利用者やコワーキング・シェアオフィス・キーダ開設による新たな人流が発生するとともに、駅前ロータリー広場の整備などにより、鴨島駅前を含む本市の中心市街地においては、コロナ禍が長引く状況下ではありますが、飲食を中心に新規店舗の出店が続いております。

中心市街地への出店に関する相談件数は、例年以上に増加傾向にあり、本年度におきましても、既に7件の相談があったところでございます。出店に係る補助金の要望も数多く寄せられており、現状では、当初予定していた予算枠を超える見込みとなっております。

この流れをより良い方向へと促し、更なる中心市街地の活性化促進を図るため、補助金の予算枠を増やして対応して参りたいと考えております。

今後も、市内商工団体と連携を図り、中心市街地の賑わいの創出に繋げていけるよう、取り組んで参ります。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「災害用簡易組立トイレの整備」について申し上げます。

徳島県の戦略的災害医療プロジェクト推進費補助金を活用し、排泄障がい等がある要配慮者が利用可能な広いスペースと容量の大きい便槽を備えた災害用簡易組立トイレを2台購入いたします。

これにより、マンホールトイレや簡易トイレなどの既存の処理方法とは異なる、新たな方式のトイレを提供することができるようになり、断水・停電等になった場合であっても、発災直後から設置が可能となります。広いスペースや使い勝手の良い機能性により、要配慮者が利用されるトイレ環境や、中長期に渡る避難生活の衛生環境を改善して参ります。

次に、「多目的グラウンド駐車場擁壁補強工事」について申し上げます。

ヨコタ上桜スポーツグラウンド北側駐車場下の市道新池尻1号線

に面した擁壁について、一部倒壊のおそれがある箇所があり、補強工事を行うものです。壁体には、クラックが多数発生しており、開口幅が大きいことや沈下が確認されたことから、擁壁としての機能が著しく低下した状態にあり、放置すると擁壁の倒壊の危険性が高いことから、早急な対策工事を行う必要がございます。

工事の概要としましては、地中深部の定着岩盤までアンカーを打ち込み、それを擁壁に固定する工事となります。

この工事に伴い、通行止めとなる期間が発生するなど、近隣の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、工事期間中の安全確保には十分注意して進めて参りたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「指定管理者制度の見直し」について申し上げます。

昨年度、行財政改革の取り組みの中で、指定管理期間が満了する施設について、管理運営の状況や、今後の施設のあり方等を総合的に検証し、一部の施設については、「直営」での管理運営が望ましいと判断し、本年度から管理運営方式の見直しを行いました。

本年度におきましても、行財政調査研究会の公共施設部会において、対象となる施設に係る望ましい管理運営のあり方について、直営での管理運営もその選択肢に含め、検討して参りました。その結果、市民プラザについては、図書館とアリーナを分離して、また、コワーキング・シェアオフィスおよびポケットパークについては、両施設を一体として、指定管理者による管理とすることが適当であると判断いたしました。

現在、次年度に向けて指定管理者の募集手続きを行っているところであり、今後、施設の効率的かつ効果的な運営および市民サービスの向上につながるよう、応募者の提案内容を精査し、相応しい候補者の選考を行って参ります。

次に「企業版ふるさと納税の推進」について申し上げます。

企業版ふるさと納税は、国から認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から一定の税額が控除される制度です。

この制度は、平成28年に創設された後、令和2年度の大幅な税制改正で控除割合が最大6割から最大9割へ拡充されたことにより注目が高まり、現在、その市場規模は1兆円を超え、企業と地方公共団体が協力する新しい形態として定着つつあります。

そこで、本市におきましても、本制度を積極的に活用するため、企業版ふるさと納税の対象となる事業の拡大について、国の認定をいただいたこととあわせ、企業へのアプローチを幅広く行っていくため、企業との仲介について専門業者の力をお借りすることとし、本定例会に関連予算を提案させていただいております。

今後とも知恵を絞り、更なる歳入確保に繋げて参りたいと考えております。

次に、「新ごみ処理施設整備事業の進捗状況」について申し上げます。

「新ごみ処理施設整備事業」につきましても、去る7月27日に外部有識者を含む「整備検討委員会」において最終審査を行い、その結果、株式会社 川崎技研を代表企業とする、西松建設株式会社・四国支店との共同企業体を落札者として決定しました。

応札額は、91億3,000万円で、消費税を加えた100億4,300万円が契約額となっております。その内訳として、設計・施工費が48億4千万円、令和7年8月から令和23年3月までの15年8ヵ月間の運営費が52億300万円です。

8月12日には「基本契約」及び「建設工事」に係る仮契約を済ませたところであり、今後は、「運営業務」に係る契約を締結する予定であります。

このうち、本定例会には、「建設工事」の契約締結に係る議案を提案しており、ご承認いただいた後、まず本年度に基本設計・実施設計を済ませ、来年度から本格的に工事に着手する予定であり、令和7年7月末の完成を目指してまいります。

また、施設整備に先立ち、去る7月14日には、建設用地の造成工事について契約を締結し、既に工事を進めているところであり、本事業の進捗状況が、市民の皆様にとって、いよいよ形となって見えて参ります。

工事の進捗状況につきましては、その都度、市のホームページに写真を掲載する予定としていますので、市民の皆様には、ぜひ、ご確認いただければと考えております。

工事中は、地元を中心に大型車両などの関係車両が通行することとなりますので、今後も、関係機関と協議を行うとともに、地元自治会のご意見をお伺いしながら、引き続き安全対策には万全を期してまいりたいと考えておりますので、周辺にお住まいの皆様には、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、**報第14号「令和3年度吉野川市財政の健全化判断比率について」及び報第15号「令和3年度吉野川市公営企業会計の資金不足比率」**につきましては、

令和3年度決算に係る「実質赤字比率」などの4つの財政健全化判断比率、及び水道事業・下水道事業の企業会計の決算に係る「資金不足比率」について、
監査委員の意見を付して報告するものです。

次に、報第16号から報第19号につきましては、

市の車両が関係する交通事故、その他市の業務における和解、損害賠償額の決定等に係る専決処分の報告です。

次に、議第38号から議第41号までの4件につきましては、

令和3年度吉野川市一般会計、及び国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第42号及び議第43号につきましては、

令和3年度の水道事業会計、及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第44号から議第46号までは「条例関係議案」です。

まず、**議第44号「吉野川市藤岡^{としたか}敏孝こども未来基金条例制定」**につきましては、

本市在住の藤岡敏孝氏から、1億円のご寄附をいただいたことに伴い、当該寄附金を原資として、新たに基金を設置するため、条例を制定するものです。

次に、議第45号「吉野川市職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例制定」につきましては、

地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業の取得回数制限の緩和等が行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議第46号「吉野川市教育集会所条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

山川地区に所在する八坂教育集会所を用途廃止し、売却の手続きを進めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議第47号から議第49号までは「補正予算関係議案」です。

まず、議第47号「一般会計補正予算（第3号）」につきましては、

●歳入といたしましては、藤岡敏孝氏からの寄附金、及びふるさと納税寄附金の増額などを計上しました。

●歳出といたしましては、
・人事異動等に伴う人件費の調整
・前年度実績の確定に伴う返還金
・原油価格、物価高騰の影響等に伴う市有施設等の燃料費などを計上したほか、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、

- ・市内登録店で使用できるクーポン券を配布する「おえクーポン事業費」

2億1,461万4千円

- ・原油価格等の影響を受けている農業者等の営農活動を支援するために給付金を支給する「吉野川市つづける農業応援事業費」

3,530万円

- ・3密を避け、子どもの体力向上の機会を確保するために市内の小中学校遊具を整備する事業費

600万円など

歳入・歳出それぞれ **7億686万2千円**を追加し、
補正後の予算総額を、**201億7,298万2千円**とするものです。

次に、議第48号「国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」
につきましては、

人事異動に伴う人件費の調整などにより、
303万9千円を減額するものです。

次に、議第49号「介護保険特別会計補正予算（第1号）」
につきましては、

人事異動に伴う人件費の調整のほか、介護給付費準備基金への積立金、前年度実績の確定に伴う返還金などにより、
1億2,437万4千円を追加するものです。

次に、議第50号「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業建設
工事請負契約の締結」につきましては、

- ・契約金額 48億4,000万円
- ・相手方 川崎技研・西松建設 特定建設工事共同企業体
とすることについて、議会の議決を求めるものです。

次に、議第51号「和解」につきましては、

先ほど申し上げました、「向麻山公園に係る斜面崩壊予防等請求事件」に関し、徳島地方裁判所から、和解案が提示されたことに伴い、当該和解案の内容に基づき、和解することについて、議会の議決を求めるものです。

なお、本議案については、可及的速やかに必要な手続きを進める必要があることから、本日、先議をお願いするものです。

次に、議第52号「市道路線の認定」、及び議第53号「市道路線の変更」につきましては、

宅地開発のために新設された道路の寄附を受理したことに伴い、市道路線の認定、及び変更を行うものです。

最後に、議第54号から議第59号まで、並びに、
諮第2号及び諮第3号については、

公平委員会（1名）、固定資産評価審査委員会（5名）の各委員、及び人権擁護委員（2名）が任期満了を迎えることに伴い、議案書記載の各位を選任、及び推薦したいため、議会の同意、及び意見を求めるものでございます。

以上、概要を説明申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。